

# 最低制限価格の設定基準の改正について

平成29年3月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

岩見沢市が発注する建設工事における最低制限価格の設定基準を改正し、平成29年4月1日以後に入札公告又は指名通知を行う案件から適用することとしましたのでお知らせいたします。

記

## 1 最低制限価格の設定基準（建設工事）

次の各号に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とします。ただし、その額が予定価格の10分の9を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格の10分の7を乗じて得た額とします。

	改正前	改正後
直接工事費	10分の9.5	10分の9.7
共通仮設費	10分の9	10分の9
現場管理費	10分の9	10分の9
一般管理費	10分の5.5	10分の5.5